

研修修了判定と受験申請

2026年2月

受験申請に関する期限

- ▶ 研修修了判定差し戻し申請（再受験）：3月15日まで
- ▶ 受験申請期間：3月23日～4月24日 17時まで
- ▶ 代理登録申請：4月8日まで

- ▶ 受験申請手続きの詳細は、受験の手引や受験申請システムマニュアルを参照してください。

注意事項（専攻医）

研修実績管理システム：研修歴・各種評価

- ▶ 最終研修歴が2026年3月31日までで登録されていることを確認してください。
 - ▶ 2026年3月より後の日付は認められません。終了日が2026年4月以降になっている場合は修正してください。
- ▶ 最終研修歴に紐づく自己評価を早めに登録し、指導医への評価依頼を速やかに行ってください（研修項目評価・多職種評価・専攻医からの評価）。
 - ▶ 施設での研修終了時（1年以上同施設にいる場合は少なくとも1年に1度）行います。指導医と相談の上、3月に入ったらすぐ行って構いません。
 - ▶ 専攻医が自己評価をしたあと、指導医の評価が必要です。時間に十分な余裕をもって指導医に評価依頼をしてください。

注意事項（専攻医）

研修実績管理システム：経験症例

- ▶ 経験症例の登録を早めに行ってください。
 - ▶ 2026年3月31日まで診療が継続する予定の症例であっても、診療期間の終了日を早めに登録しても内容として差し支えない場合は、早めの日付を終了日として構いません。
 - ▶ 登録した経験症例全体で、疾患種別・治療場面・治療形態の必要数を満たしていることが必要です。
 - ▶ 専攻医が登録したあと、指導医の確認が必要です。時間に十分な余裕をもって指導医に確認依頼をして下さい。
- ▶ 疾患種別、疾患名、ICDをよくご確認ください。
 - ▶ 同一疾患名で異なる疾患カテゴリーで登録可能なものがあります。例えば、F43.2適応障害は「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害,摂食障害」及び「児童・思春期精神障害」で選択可能です。

注意事項（専攻医）

研修実績管理システム：研修修了判定・代理登録申請

- ▶ 研修修了判定依頼後は、登録内容を修正出来なくなります。
 - ▶ 症例報告は、研修期間に登録された経験症例から選択して作成することになりますので、治療場面・治療形態の選択を十分検討し、数に余裕を持って経験症例を登録してください。
 - ▶ 症例報告の作成に際し、経験症例の変更がないかよくご確認ください。症例報告の作成をある程度進めた上で、修了判定の依頼を行うことをお勧めします。
- ▶ システムロックがかかってしまった場合、代理登録申請を受け付けています。学会事務局までお問い合わせください。
 - ▶ 受験申請期日までに対応が可能な代理登録申請期日は、**2026年4月8日受付分**までとなります。

注意事項（専攻医）

研修実績管理システム：研修修了判定

- ▶ 研修修了判定を依頼する前に「承認依頼中」「確認依頼中」「評価依頼中」のデータがないことを確認してください。
 - ▶ 依頼中のデータがあると研修修了判定依頼が出来ません。
- ▶ 学会発表歴が1つ以上登録されていることを確認してください。
 - ▶ 学会発表歴が1つ以上登録されていないと研修修了判定依頼が出来ません。
- ▶ **【2023年4月以降研修開始の専攻医のみ】** 研修期間中に、日本精神神経学会学術総会へ1回以上参加することが必要です。システム上で「学術総会参加歴」が1つ以上登録されていることを確認してください。

注意事項（指導医）

研修実績管理システム：各種評価・経験症例

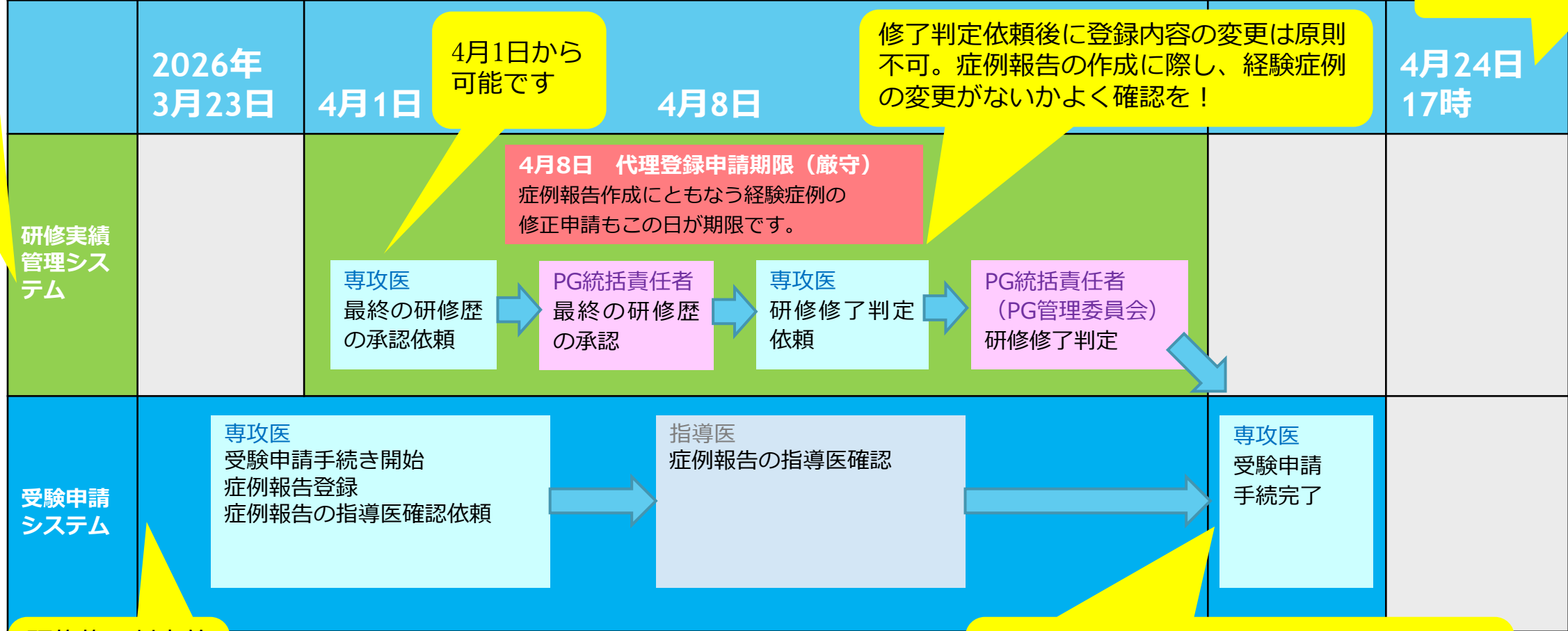
- ▶ 各評価の指導医評価登録（研修項目評価・多職種評価）や経験症例の指導医確認を早めに行ってください。
 - ▶ 指導医評価の登録、経験症例の確認が終わらないと、専攻医が研修修了判定依頼ボタンを押せません。

研修修了判定と受験申請の流れ

2023年4月1日研修開始の専攻医

期限厳守です

受験申請手続きと並行して行うことができます



研修修了判定前から受験申請を開始できます

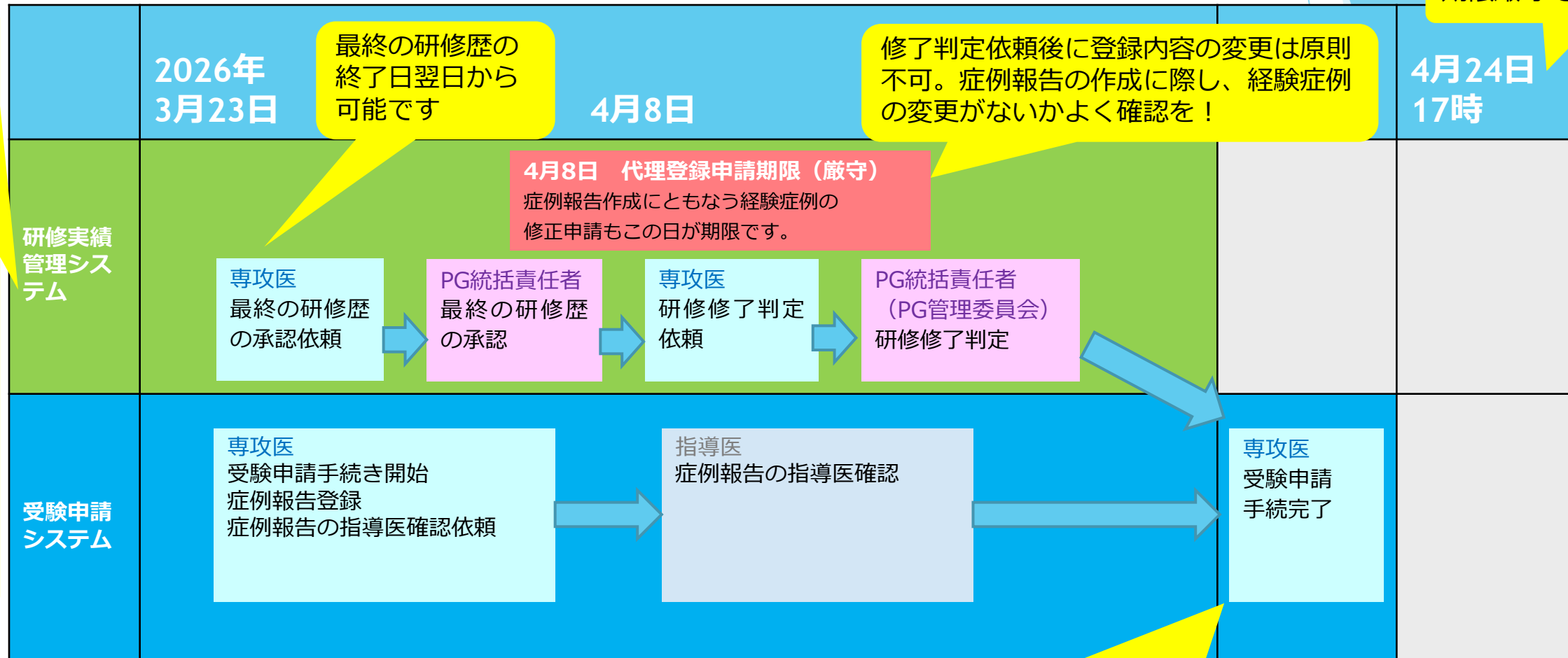
受験申請手続きの完了は研修修了判定後でなければなりません

研修修了判定と受験申請の流れ

2023年3月31日までに研修を開始した専攻医

期限厳守です

研修実績管理システムと並行して行うことができます



受験申請手続きの完了は研修修了判定後でなければできません

研修修了判定と受験申請の流れ

再受験の専攻医

研修実績管理システムと並行して行うことができます

	2026年 3月15日	3月23日	4月8日		4月24日 17時
研修実績管理システム	3月15日 研修修了判定 差し戻し申請書 提出期限		4月8日 症例報告 削除申請書・代理登録申請 提出期限 症例報告修正にともなう経験症例の修正申請も期限です。		
受験申請システム		受験申請期間 開始		受験申請 手続完了	期限厳守です

※再受験の方には、試験担当より個別にメール連絡をいたします。
必ずご確認の上、受験申請をしてください。

症例報告修正・差替は前回不合格分のみ可能です

その他

研修修了後すぐに受験しない場合

- ▶ 研修修了後、諸事情により受験申請までに期間が空くことは差し支えありません。ただし、以下の点に注意してください。
 - ▶ 研修修了から受験可能な期間は原則として5年間です。特定の理由のために最終年度となる5年目の試験受験が困難な場合は「受験時期延期申請書」をご提出ください。詳細は学会ホームページを必ずご確認ください。
<掲載場所> 学会HP > 新専門医制度 > 新専門医制度 研修に関する各種申請 > 受験時期延期申請
 - ▶ 症例報告に使用できる症例は、研修期間中に経験症例として認められたもののみです。次年度以降の受験時は、研修修了までに登録した経験症例から選んで、症例報告を作成する必要があります。研修修了後の症例は使用できません。
 - ▶ 研修修了判定を受けた後に、研修中の経験症例を追加することは原則できませんので、十分注意してください。やむを得ない場合は、学会事務局にご連絡ください。
 - ▶ 受験申請をしない場合でも、研修延長しない方は研修修了判定を受けてください。修了判定を行わず「研修中」のステータスでいる場合、研修延長申請書の提出および専攻医登録料の納入が必要となります。対象者については学会事務局から個別に連絡いたします（事前申請ではございません）。